

## (5) 下水道事業における市町村合併支援措置の延伸等補助対象範囲の見直し

### 1. 背景・目的

行政の効率化等の観点から、政府として市町村合併を推進しているところである。一方、公共下水道の管きよの補助対象範囲は、市町村規模が小さくなるほど補助が手厚くなるよう設定されており、合併により市町村規模が大きくなると、補助対象範囲が縮小されることとなる。

近年、政府の方針に従い、多くの市町村が合併しているが、下水道事業を実施している市町村が、合併により不利益が生じることのないよう、補助の特例措置を延伸する。

また、下水道の普及率の地域間格差の解消に向け、比較的整備が遅れている中小市町村の整備促進に向けた補助対象範囲の見直しを行う。

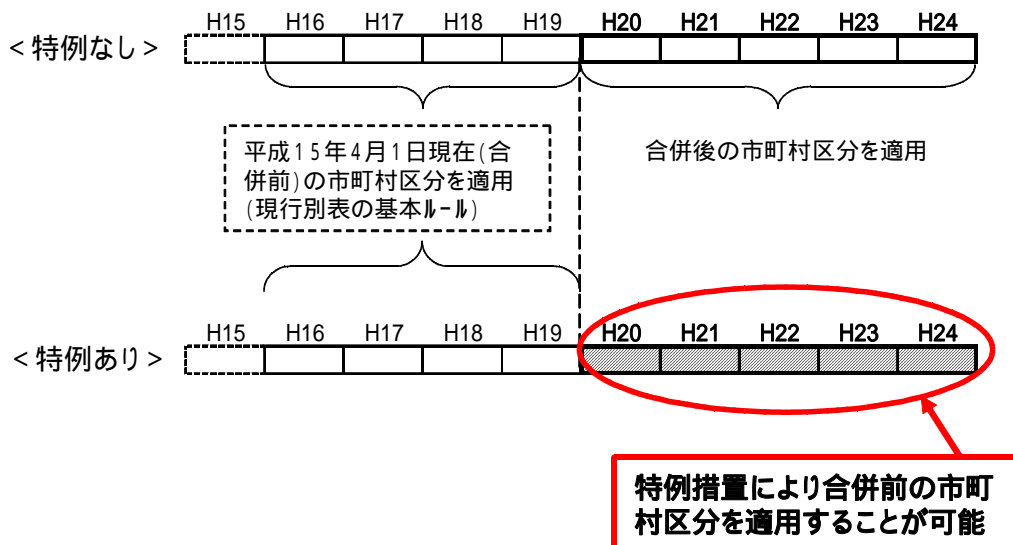
### 2. 概要

公共下水道の管きよの補助対象範囲を定める際の市町村区分の適用に関する特例措置を延伸する。

(基本ルール) 指定都市、一般市及び町村はいずれも平成20年4月1日(現行制度では平成15年4月1日)現在のものをいう。

(特例措置) 平成13年3月9日から平成20年4月1日まで(現行の特例措置では平成15年4月1日まで)に市町村の合併をした市町村については、平成20年度を初年度とする社会資本整備重点計画の期間内においては、当該市町村の合併前の市町村の区分を適用するものとする。

(例)平成16年4月1日に合併した市町村の場合



財政力の弱い中小市町村における下水道整備を促進するため、公共下水道の管きよの補助対象範囲の見直しを行う。